

J R 西日本の再構築協議会設置要請等について

1 要旨・目的

J R 西日本の再構築協議会の設置要請及び国土交通省中国運輸局からの意見聴取の通知について、報告する。

2 現状・背景（経緯）

- ・ 令和 5 年 4 月 21 日 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決、成立した。
- ・ 令和 5 年 10 月 1 日 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行した。
- ・ 令和 5 年 10 月 3 日 J R 西日本から、国土交通省中国運輸局に対し、「再構築協議会の組織に関する要請」が提出された。
- ・ 令和 5 年 10 月 13 日 国土交通省中国運輸局から、要請区間に係る自治体に対し、「再構築協議会の組織に関する意見聴取の実施について」が通知された。

3 概要

（1）J R 西日本の「再構築協議会の組織に関する要請」の内容について

ア 根拠 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 29 条の 3 第 1 項に基づく要請

イ 路線 J R 芸備線

ウ 要請する路線の運行の状況

- 普通列車のみ運行
- 優等列車及び貨物列車の設定なし

エ 要請する区間

備中神代駅（岡山県新見市）～備後庄原駅（広島県庄原市）

オ 要請理由

- 芸備線は、人口減少や少子高齢化に加え、道路整備や道路を中心としたまちづくりの進展など環境の大きな変化によって、利用者が大幅に減少している。
- 特に、備中神代駅～備後庄原駅間は、将来の地域のまちづくり計画と移動ニーズに適した持続可能な交通体系の実現に向けて、議論することが必要であるため。

（2）国土交通省中国運輸局の「再構築協議会の組織に関する意見聴取の実施について」の内容について

ア 根拠 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 29 条の 3 第 4 項に基づく意見聴取

イ 対象自治体

広島県、庄原市、岡山県、新見市

ウ 内容

- 国主宰の再構築協議会と自治体が主宰する法定協議会のどちらで議論するかの別
- 自治体が主宰する法定協議会を利用する場合はその理由
- 再構築協議会の構成員について
- その他意見について